

生活保護システム用機器調達仕様書

今回調達の機器に関しては、生活保護システム運用を十分に考慮した性能を保持し、信頼性のある機器を活用すること。

1 対象物件

(1) ラックマウント型サーバ 1台

| サーバ:1台 | |
|--------------|---------------------------------------|
| OS | Windows Server 2012 Standard |
| CPU | 2.00GHz 以上 |
| メモリ | 8GB 以上 1 |
| ハードディスク | 146GB 以上 × 4 (RAID5+Hotspare) |
| LAN | 10/100/1000Mbps 自動認識 |
| ディスプレイ装置 | カラー液晶ディスプレイ 15 インチ以上 |
| 無停電電源装置(UPS) | サーバの容量に合ったもの |
| UPS 管理ソフト | Power Chute Business Edition |
| バックアップ装置 | 内蔵データカートリッジ 500GB 以上(データカートリッジ 2 本添付) |
| バックアップソフト | arcserve UDP 等 |
| DVD-ROM ドライブ | 内蔵又は添付すること |
| 周辺機器 | キーボード |
| その他 | 再セットアップ用媒体、ウィルスソフト、5 年間保守 |

1 メモリを増設する場合は、メーカーの純正品であること。

(2) ノート型パソコン 13台

| パソコン:13台 | |
|--------------|---------------------------|
| CPU | 2.00GHz 以上 |
| メモリ | 2GB 以上 1 |
| HDD | 160GB 以上 |
| OS | Windows 8.1 |
| LAN | 10/100/1000Mbps 自動認識 |
| ディスプレイ装置 | カラー液晶ディスプレイ 15 インチ以上 |
| プリインストールソフト | Office Personal 2013 以上 |
| DVD-ROM ドライブ | 内蔵又は添付すること |
| 周辺機器 | キーボード、マウス |
| その他 | 再セットアップ用媒体、ウィルスソフト、5 年間保守 |

1 メモリを増設する場合は、メーカーの純正品であること。

(3) モノクロレーザプリンタ 2台

| プリンタ:2台 | |
|---------|---|
| 解像度 | 600dpi × 600dpi以上 |
| プリント速度 | 片面印刷時A4:30頁以上/分、両面印刷時A4:20頁以上/分 |
| システムRAM | 256MB以上 |
| 給紙容量 | A4対応 250枚以上 |
| その他 | 両面印刷機能、LANコネクタ(100BASE-TX/10BASE-T)、5年間保守 |

(4) その他

| その他:1式 | |
|------------|--------------|
| スイッチングハブ | 8ポート×3台 |
| ツイストペアケーブル | カテゴリ5以上(必要数) |

2 納入期限

平成29年12月8日

3 賃貸借期間

平成30年1月9日から平成35年1月8日(60ヶ月)

調達に係る入札で購入金額を決定した後、市がリース会社を選定するものとする。落札者は購入金額にてリース会社に物件を供給し、リース会社は当該物件を市に賃貸する。

4 納入場所

納入場所は伊賀市役所内とし、別途伊賀市生活支援課の指示する場所とする。

5 機器の故障等

リース開始までの機器の故障、不具合等は落札者が対応するものとし、リース期間中については、5年間保守を対象物件に含めるものとする。

6 その他

- (1) ハードウェアメーカーの指定はない(一部機器を除く)が、国内で企業向けに市販されており、三重県内にメンテナンス等のサポート拠点があるメーカーの機器であること。
- (2) 導入機器(サーバ・UPS・パソコン及びプリンタ)については、保守の都合上、同一保守業者のサービスを受けることができること。
- (3) 製品についてはすべて新品とし正常に動作がおこなえる環境を有するものとする。
- (4) 落札業者は、本体並びに付属品を納入場所へ納入すること。
なお、設置(各機器類を設置する・ケーブル類を接続する・各機器の電源ON/OFF)及び設定(OSのインストールから動作確認まで)は生活保護システム導入業者が行う。
- (5) 購入物件が生産中止等により期限までに納入できない場合は、伊賀市の了承を得た後、速やかに本体等と同等以上の機能を有した代替機器を納入すること。
この場合、発生した費用等については落札業者において負担するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様において疑義が生じた場合は、必要に応じ協議すること。
- (7) 打ち合わせにおいて決定したことは、この仕様書と同等の効力を持つものとする。